

埼玉県行政文書の重要文化財指定とその管理

白井 哲哉
埼玉県立文書館

1. はじめに 行政文書の文化財指定

平成18年3月17日、埼玉県行政文書7,971点が埼玉県指定有形文化財（歴史資料）に指定された。続いて平成21年3月19日、文化庁文化審議会は埼玉県行政文書11,259点について、重要文化財（美術工芸品・歴史資料の部）に指定するよう答申、同年7月10日に官報告示された。

指定文化財における「歴史資料」とは、従来の美術工芸品と異なる観点から学術的価値が高く保護すべきと判断されたものを指し、「一号機関車」（鉄道博物館所蔵）はじめ近代の文化遺産がこの範疇で指定されている。近代行政文書の文化財指定もその一環だが、県職員の職務や県民の調査で日常的に利用される行政文書の場合、従来の文化財保護の考え方では保存や公開の現場で対処が難しい問題も少なくない。

以下では、重要文化財指定された埼玉県行政文書につき、まずその概要と保存の経緯を紹介する。そして管理や公開のあり方をめぐる指定後の状況について述べていきたい。

2. 重要文化財「埼玉県行政文書」

重要文化財に指定された埼玉県行政文書は、下記のとおり3つの群で構成されている。

- a) 戦前期文書 11,036点
- b) 埼玉県報 171点
- c) 社寺明細帳 52点

a は、埼玉県指定文化財に指定された明治・大

白井哲哉（しらい てつや）：埼玉県教育委員会に学芸員として平成4年採用。平成21年より埼玉県立文書館公文書担当主任学芸員。

正・昭和戦前期（昭和22年まで）の第1種文書（11年以上の長期保存文書）である。ただし、県指定の段階における員数は7,971点だった。両者の相違は分冊された簿冊の数え方の違いに基づくもので、例えば原型は1冊の厚い簿冊が現状で3分冊に変更されている場合、県指定では原型を尊重して〔3分冊＝1点〕と数えたが、重要文化財指定では現状を尊重して〔1分冊＝1点〕と数えている。

b は、明治19年8月3日発刊の埼玉県報を、昭和22年6月まで指定対象としたものである。なお、a、bともに地方自治法が施行された昭和22年を指定対象時期の下限としている。

c は、神社明細帳9点、寺院明細帳25点、堂庵明細帳18点から構成される。これらは明治12年頃に作成（神社分は大正2年頃に改定）された社寺堂庵の管理台帳というべきもので、文書館に移管された昭和49年まで庁内で現用文書として使用されてきた。そのため文書には昭和40年代までの書き込みが見られる。

重要文化財の指定理由は下記のとおりである。年代・内容に隔たりが少なく系統的に伝存し、県の基本政策や行政機構を知る上での基本資料であること。地域社会が近代化する過程を具体的に伝え、近代史研究や地方行政史研究上に重要であること。

3. 行政文書の保存（廃棄）と利用

あらゆる文書資料は、偶然ではなく保存への努力の成果として残された。埼玉県行政文書もその例外ではない。その保存と廃棄の歴史を下記に紹介しよう。

- ・明治7 県庁の土蔵書庫新築
- ・明治19 県庁文書の廃棄記事の初見
- ・明治28 「文書保存規則」制定
- ・明治29 文書整理実施（～32年）
- ・明治40 地租改正図を廃棄
- ・明治44 村誌明細帳を廃棄
- ・大正15 郡役所文書を引継
- ・昭和19 郡役所第1種文書を廃棄
- ・昭和23 県庁火災で文書が多数焼失
- ・昭和26 県庁新築、地下に文書庫
- ・昭和38 戦前期文書の全面廃棄起案、決裁直前に保存決定
- ・昭和44 県立図書館内に文書館設置

埼玉県庁は、明治7年以降何度か文書庫を新築・増築したが、すぐ満杯になったとして整理や廃棄が繰り返された。その意味で明治28年制定の「文書保存規則」は、翌29～32年実施の文書整理の方針であると同時に、その後の文書保存の方向性を示したものだ。

それでも、地租改正時の町村単位の図面、明治期の地誌『武蔵国郡村誌』の資料として町村が提出した明細書上類、郡役所廃止の際に保存されたはずの文書などが、その後廃棄されている。現在の目で見れば、どれも歴史的・行政的に重要な資料であった。

昭和38年の戦前期文書廃棄の危機を乗り越え、同44年に文書館が設置された。作成後10年を経過した第1種文書（戦前期文書を含む）は、文書学事課から管理委任を受けて文書館に収蔵され、戦前期文書が閲覧室で利用可能になった。当時編さん中の『埼玉県議会史』はじめ、県内の市町村史や『新編埼玉県史』等の編さん事業を中心に、行政文書の利用が進んだ。

昭和58年に埼玉県情報公開条例が施行されると、県民の「行政情報の公開を求める権利」を守る証拠資料として行政文書の再認識が始まり、一般県民の利用が増加した。現在、行政文書は行政の説明責任（アカウントビリティ）と地域の歴史文化の証明（アイデンティティ）のふたつの機能を

を果たす資料となって、埼玉県立文書館で保存・公開されている。

4. 重要文化財指定後の管理

重要文化財指定の答申を受け、埼玉県立文書館は指定対象の文書の管理のあり方を見直すことになった。その基本的な考え方は次のとおりである。

- (1) 上記ふたつの機能を持った県民の共有財産としての行政文書へ「貴重な国民的財産」という重要文化財の性格が付加されたと理解する。
- (2) 県職員による執務上の利用や、県民等への情報提供に供する利用の現状を、基本的に維持する。
- (3) 保存至上主義とも言うべき従来の美術工芸品の取り扱いとは異なる、閲覧利用を前提とした保存・公開のあり方を目指す。
- (4) 重要文化財指定を契機として、県職員はじめ利用者に対し、資料保存の意識や文化財保護意識の普及と啓発を図る。

文書館・公文書館が取り扱う資料は、中世以前の古文書などごく一部を除き、これまで文化財指定の対象と考えられてこなかった。行政文書の保存や公開の意義は、前述したふたつの機能のような全く別の理論構築によって語られてきたのである。したがって、文化財指定が従来のあり方を大きく変更するまでには至らないが、保存管理及び出納の方法を見直したほか、利用者に関覧利用の上で注意を喚起することにした。

主な変更点を次に列記すると、文化財指定された行政文書の保存庫への立入条件を厳しくする、年2回の特別整理ではこれまで以上に入念な点検を実施する、出納の際には正規職員が安全な方法で取り扱う、閲覧室に「貴重文書優先机」を設けて利用者に取り扱いの指導助言をおこなう、県職員への館外貸出は原則止める、等である。

上記とは別に、従来から進めてきた館の事業にも重要文化財指定の影響は及んでいる。埼玉県立文書館では、簿冊を解体して文書のマイクロフィルム撮影を実施し、複製本やDVDで閲覧に供す

る「原本保全事業」を長年実施してきた。写真のとおり、現在の戦前期文書は洋装製本のハードカバーが付いている。これは戦前期文書が文書館へ管理委任された際、従来の和装本のままでは保存や利用に不便との理由で洋装製本を施したことによる（このとき厚い簿冊が分冊された）。「原本保全事業」では、解体した文書を再製本する際、酸性紙製である洋装の表紙を外して中性紙ボードに代えてきた。

上記の一連の作業工程は、文化財保護法上の「保存に影響を及ぼす行為」に該当するものである。文化庁や県教育委員会と話し合いを続けた結果、何点かの注意事項を遵守し、文化庁に申請して許可を得ることで事業の続行が認められた。

5. 重要文化財指定後の普及活動

保存管理のあり方を見直す一方、平成21年度は重要文化財指定を記念するイベントを下記のとおり多数企画した。

- ・館内展示室で特集展示（4/28～5/31）
- ・県庁舎内でパネル展示（5/20～29）
- ・埼玉県地域史料保存活用連絡協議会主催の「国際アーカイブズの日」記念公開講演会でミニ講座担当（6/4）

座担当（6/4）

- ・埼玉県文化財保護協会主催の文化財講習会（テーマ「行政文書」）に共催、講師派遣（8/4～6）、関連展示の協力（埼玉県立歴史と民俗の博物館、7月末～9月初）
- ・古文書解読講習会で行政文書をテキストに採用（8/20、21）
- ・重文記念歴史講座（9/12、19、26）
- ・館内展示室で特別展（10/24～12/6）
- ・重文記念解読講座（1/30、2/6、13）

上記の事業は、4で述べた基本的な考え方⁽⁴⁾のとおり行政文書保存の意義を広く県民に伝えることが目的である。そのためマスコミ・ミニコミへ情報を提供し、取材を受けている。また、他団体の企画による報告や執筆依頼を積極的に受け入れている。

指定後、日々の閲覧に大きな変化はないが、閲覧室の感触では、重要文化財指定により文書の取り扱いを慎重にしようとの心理的影響が利用者に働いていると感じる。

今後も、行政文書における「公開や閲覧利用を前提とした保存のあり方」とは何か、閲覧利用の実績を積み重ねながら考えていきたい。



洋装製本と元の表紙（知事更迭引継書類）